

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委員 長 木 戸 喜 美 男

副委員 長 藤 原 浩 平

- 1 **開催日** 平成31年3月7日（木曜日）
- 2 **開催場所** 第1委員会室
- 3 **審査案件**
- 議案第71号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第72号 青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 契約の締結について（青森市清掃工場破碎選別処理施設復旧工事）
- 議案第83号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第89号 公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について
- 議案第90号 公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について
- 諮問第1号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第2号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第3号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第4号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第5号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
副委員長	藤原浩平	委員	大矢保
委員	赤平勇人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	長谷川章悦		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷 潤 治	総務部参事	廣 津 明 男
総務部理事	山 谷 直 大	総務部参事	大久保 文 人
総務部理事	蝦 名 幸 悦	総務部参事	三 上 智 幸 子
企画部長	小 川 徳 久	企画部参事	田 中 聡 子
企画部理事	横 内 修	税務部次長	川 村 敬 貴
企画部理事	加 藤 文 男	税務部次長	兼 平 一 成
税務部長	相 馬 政 人	浪岡事務所次長	長谷川 敬
浪岡事務所副所長	相 馬 紳一郎	監査委員事務局参事	八木澤 透
会計管理者	鈴 木 裕 司	企画調整課長	舘 山 公 久
選挙管理委員会事務局長	三 上 正 俊	納税支援課長	松 本 和 久
監査委員事務局長	貝 森 敦 子	関係課長等	
総務部参事	小 野 正 貴		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 小 山 隆 議事調査課副参事 横 内 英 雄

○木戸喜美男委員長 ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件及び諮問 5 件の計 13 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 71 号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 71 号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

資料をごらんいただきたいと思えます。

本条例は、「1 概要」にありますとおり、平成 31 年 10 月 1 日に、消費税及び地方消費税の税率が現在の 8 % から 10 % に改定される予定でありますことから、本市設置の公の施設の使用料等について、増税分相当額を反映させようとするものであります。

主な改正内容であります。資料の 2 で記載しておりますが、1 つ目として、現在の使用料等に 108 分の 110 を乗じ、その際、10 円未満の端数を切り上げること、2 つ目として、外税方式の場合は、税率を 100 分の 10 に改めるものであります。

これらの内容によりまして、資料の 3 に記載の青森市行政財産目的外使用料条例のほか合計で 52 本の条例について改正しようとするものであります。

施行期日は、平成 31 年 10 月 1 日としております。

個々の使用料等の改定内容につきましては、新旧対照表のとおりであります。先ほど説明した内容のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、公営企業に係る使用料を改定する条例及び消費税の改定以外にも改正が必要となる条例は、本条例で改正せずに、それぞれの条例を改正する条例案を、所管の常任委員会において審査していただくこととしております。

以上、議案第 71 号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 先日の一般質問で藤原議員の質問の中にもありましたが、改めて今回付託されている消費税増税に係る条例改定で、市民の負担がどれくらいふえるのか試算していると思えますが、それをお示しくください

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 ただいま、赤平委員からの市民への負担がどれくらいふえるのかとの質疑にお答えさせていただきます。

今回提出している条例案は、主に一般会計、特別会計の関係であります。企業会計は別途でありますけれども、全体についてお話しさせていただきます。

消費税法の改正によりまして課税の対象となるのが、一般会計における公の施設の使用料や一部の手数料につきまして、消費税率の引き上げに伴う1年間を通じた歳入への影響額といたしまして、約5100万円と見込まれております。

また、企業会計等におきます1年間を通じた歳入影響額の主なものにつきまして、水道料金の収入では約1億800万円、下水道及び農業集落排水施設の使用料収入では約8200万円、市営バスの運賃収入では約800万円と見込まれているところであります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やっぱり、消費税増税そのものにも反対ですけれども、市民の負担増にもなることから、この条例改正に対しては私たちの会派は反対です。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 今日の東奥日報の朝刊に、スーパーユニバースの社長の三浦氏へのインタビューが載っていきまして、キャッシュレス決済のポイント還元制度について、「政府が支援対象とする事業者の条件では中小や小規模事業者の支援にならず、逆効果となりうる」と批判をして、ポイント還元を補助して支援する事業所とそうでない事業所において、大きな差が出るということも言っているわけです。

そして、ポイント還元が終わる9カ月後、景気が冷え込むのではないかという見方をしているわけです。そのときに雇用者が解雇されるということも出てくるだろうと言っているわけですが、私は一般質問でも言いましたけれども、商工会議所も反対している、それから日本チェーンストア協会なども反対するこういう中で強行すると。

市では、政府の通達などがあるから、それにしたがって手数料、使用料を値上げするというのは、市民生活に大きな影響を与えるのではないかと思うのですが、その辺の見解についてお答えいただければと思います。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 藤原委員が御指摘の消費税の税率引き上げにつきましては、国の政策として全国一律で行っていくものということでありまして、そのために消費税法が改正されるのですが、改正に伴いまして、今、条例案として提出しているのが、公の施設の使用料と受益者負担の部分であります。

消費税法におきまして、国内において事業者が行った資産の譲渡等が消費税が課されることとされているところ、具体的には資産の譲渡ですとか貸し付け、役務の提供などにつきましては、課税の対象とされているところでありまして、行政サービスのうち公の施設の使用料ですとか一部の手数料についても、この規定によりまして消費税の課税の対象になっております。

また、国からも、消費税の円滑かつ適正な転嫁が要請されていることから、本市としても消費税率の引き上げに伴い、適正に転嫁すべきものであると理解しておりまして、これが適当だということで条例案を提出しているところでもあります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今日の東奥日報の朝刊での、スーパーユニバースの社長のインタビューの記事の中では、スーパーユニバースは補助対象とならない規模が大きい事業所となっておりますけれども、9カ月間で還元率と同様の5%の値下げを行うと、経常利益は約94%減少する見通しだという、ものすごい数字をはじき出しています。

それだけのマイナスになってくると、市民生活にも大きな影響があって、それに対して、市で例えば扶助費がふえるなど、さまざまな対策を講じなければいけない事態になるのではないかと思うのですが、そういうことについての検討や分析などはされたのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 今の藤原委員の御質疑は、消費税の引き上げに伴う全体のお話だと思いますけれども、おっしゃるとおり消費税の引き上げに伴いまして行政として歳出する部分、物を買うなどサービスの部分で消費税の引き上げに伴う影響はあると思います。

当然、予算においても、それを盛り込んだ上で予算編成をしているところでありまして、今回条例を提出させていただいているのは、公の施設の使用料として受け取る分ではありますが、これにつきましては、消費税法の改正に基づいて適正な転嫁が必要だという認識のもとに行っているものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 市が取った消費税は、国に納める形にはならないのですよね。どうなるのですか。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 納めません。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 地方消費税が交付される目的はどうなっていますか。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 地方消費税につきましては、消費税自体が国の財源ですけれども、一方で地方の財源としても地方消費税が税としてあります。

消費税率が引き上げになる際には、社会保障の財源としてそれを使うということ、政府から言われているのは、幼児教育無償化ですとか高等教育無償化などについての目的として引き上げ分があるということではあると認識しております。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 市民が支払った消費税は国に納めないと。そういう意味では、市が益税みたいな形でもうける形になってしまうのではないかと思います。やっぱり、納得がいけないところでもあります。

いずれにしても、52本の条例について、消費税増税に伴った改定を行うことについては認めるわけにはいかない、賛成できませんので、改めて表明しておきたいと思っております。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 先ほど藤原委員からの質疑に対する答弁の内容について、訂正があります。市が消費税を市民から納めてもらった時に、それを市は税務署に納めるのかという質疑ですが、一般会計については納めませんが、公営企業については納める分があるので、市全体で納めないということではなくて、一部納めるものはあるということで答弁を訂正させていただきます。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 一般会計の分でいくと、地方消費税でも入ってきますし、値上げした分も入ってきますし、その分は国に納めないわけですからもうけますよね。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 もうけるというお話でしたけれども、もうけているわけではなくて、行政サービスにも当然、藤原委員からも歳出についても扶助費などがふえるのではないかとこのお話がありましたけれども、そういうものも見込んでふえると思っておりますので、消費税が全体において適正に転嫁されていくことで、それについての支出にもつながっていきますし、社会保障の関係でも先ほど答弁いたしましたけれども、消費税率の引き上げに当たっては、社会保障費の充実のために使うための財源としてあるということでもありますので、決してもうけているわけではなくて、適正な受益者負担の分をいただき、課税対象としていただいたものを適正に行政サービスに支出していくということでもあります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 二重取りだよ。わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 71 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 72 号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 72 号青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。

本条例は、本市が直面する最優先に取り組んでまいりました緊急課題に道筋がついたことから、管理職職員と市長及び副市長を除く常勤の特別職との給与の減額を解除いたしますとともに、市長及び副市長につきましては減額率を緩和するものであります。

主な改正内容ですが、資料の表にありますとおり、給料月額減額率を、市長については今年度の 20%を 15%に、副市長については今年度の 10%を 5%に緩和することといたしまして、そのほかの常勤の特別職と一般職の管理職職員につきましては、今年度の 5%の減額を解除するものであります。

これにより、給料月額減額率は、市長及び副市長については、平成 28 年度以前と同じ率となります。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日としており、また、平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間の措置としております。

減額措置に伴う影響額につきましては、約 240 万円となるものであります。

資料 2 であります。条例の新旧対照表となりますけれども、ただいま御説明した内容のとおりでありますので、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、議案第 72 号青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 74 号青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。

本市では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、青森市災害弔慰金の支給等に関する条例を制定しており、自然災害により死亡した方の遺族に対する災害弔慰金の支給、精神または身体に著しい障害を受けた方に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて定めているところでありますが、本条例は、このうち災害援護資金について改正を行うものであります。

この災害援護資金は、暴風、豪雨、地震等の自然災害により、世帯主がおおむね 1 カ月以上の療養を要する負傷を負った場合、または、住居、家財がその価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害を負った場合、被害の程度に応じまして、生活再建資金として、市が世帯主に対して貸し付けを行うものとなっております。

改正の経緯であります。国の平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案がありましたことから、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 27 日に公布されました。

これによりまして、現行の年 3 % としている貸付利率について、年 3 % 以

内で条例で定める率とすることとされ、市町村の裁量により設定できるようになったものです。

また、平成30年地方分権改革に関する提案募集におきまして、災害援護資金の月賦払いによる償還の提案があったほか、東日本大震災時の特例措置により、保証人を立てない場合であっても貸し付けが認められたこと等を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布され、保証人、償還方法についても市町村の判断により設定可能となったものであります。

本市におきましても、被災者支援の充実強化に資するという法令改正の趣旨を踏まえまして、資力に乏しい方に対する公的貸付制度とするために創設されました、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置の理念を基礎といたしまして、他自治体の検討状況や本市における公的貸付制度の実施状況も参考にしながら、災害援護資金について制定するため本条例を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。貸付利率、保証人につきましては、貸付利率を保証人の有無に連動させて設定することといたしまして、年3%から年3%以内で保証人の有無に応じて規則で定める率とし、貸付対象者の拡大に資するものであります。

償還方法につきましては、これまでの「年賦償還又は半年賦償還」に月賦償還も加えるものであります。

なお、規則で先ほどの利率につきましては、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%と定める予定としております。

施行期日は、平成31年4月1日としております。

以上、議案第74号青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 市が出している災害弔慰金というのは、支給額はいくらですか。

○木戸喜美男委員長 総務部長。

○能代谷潤治総務部長 担当の危機管理課から答えさせます。

○木戸喜美男委員長 廣津総務部参事。

○廣津明男総務部参事 危機管理課の廣津です。災害弔慰金について現在支給している金額ということでしょうか。〔大矢保委員「はい」と呼ぶ〕現在、

市で貸し付けしている事案はありません。〔「弔慰金」と呼ぶ者あり〕弔慰金……。〔「金額」と呼ぶ者あり〕ちょっとお待ちください。

○木戸喜美男委員長 資料ないですか。〔「後ほど」と呼ぶ者あり〕大矢委員。

○大矢保委員 後ほどでいいです。そうすれば、災害障害見舞金の金額も教えてください。それから、災害援護資金に貸付限度額があるのかどうかも一緒に教えていただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 総務部長。

○能代谷潤治総務部長 担当課からお答えさせていただきます。

○木戸喜美男委員長 廣津総務部参事。

○廣津明男総務部参事 危機管理課の廣津です。災害援護資金の貸付限度額に関しては、現在 350 万円になっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号「契約の締結について（青森市清掃工場破砕選別処理施設復旧工事）」についてを議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 81 号契約の締結について（青森市清掃工場破砕選別処理施設復旧工事）について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

このたびの工事は、資料の「3 工事概要」にありますとおり、平成 30 年 4 月 4 日に発生した火災で焼損した青森市清掃工場破砕選別処理施設の復旧を行うものであります。

その工事内容であります、資料の図 1 の赤い部分がこのたびの施工場所である破砕選別処理施設でありまして、資料の右側、写真①がその外観であります。この施設は地上 6 階建てで、各階に、写真②から写真⑦までの機器

を設置しております。写真からもおわかりのとおり、火災による損傷が著しい状態であり、これらの選別機、コンベヤ等の設備、外壁、屋根及び鉄骨等の建物一式について、復旧工事を行うものであります。

工期につきましては、平成 31 年 11 月 30 日までとしております。

資料の「5 契約方法」であります。三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する予定としております。

この青森市清掃工場につきましては、施設の設計・施工・運営を民間事業者が一括して行う公設民営方式により整備したものであり、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社を代表企業とする建設請負事業者が設計・施工したものであります。

このたびの復旧工事の施工に当たりましては、資料中、楕円の線で囲んだ部分に記載しておりますとおり、当工場独自の構造及び機能に関する専門知識に加え、専用設備の製作及び据えつけに係る高度な技術を有していることが必要であり、当工場を設計・施工した者以外では対応できないことから、同社と随意契約の方法により契約を締結しようとするものであります。

先般、当該工事に係る見積書を同社から徴したところ、予定価格内での価格が提示されましたので、10 億 3680 万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第 81 号契約の締結について（青森市清掃工場破砕選別処理施設復旧工事）について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 火事になった時、保険金が出ましたよね。確認です。

○木戸喜美男委員長 山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 保険金の給付はこれからになりますけれども、復旧費用の大半につきましては、藤原委員のお話のとおり火災保険で賄われる予定です。

ただ、被災した設備の減価償却分につきましては、保険が適用されないこととなりますので、保険適用外の部分については、青森市と運営事業者が協議して、2分の1を基本的な考え方としつつ、それぞれ負担することとしているものであります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 保険金が幾らくらいおりて来るのか、中身を教えられるじゃない。折半がどのくらいになるのかとか。

○木戸喜美男委員長 山谷総務部理事。

○**山谷直大総務部理事** 予算ベースですけれども、前回の定例会で債務負担行為を設定させていただきまして、10億6894万1000円をベースに、保険金が8億8652万1000円、残りの分を運営事業者が9121万円、青森市も9121万円の負担を予定しております。

○**木戸喜美男委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** わかりました。

○**木戸喜美男委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○**貝森敦子監査委員事務局長** 議案第83号包括外部監査契約の締結について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

包括外部監査は、中核市に毎年度の実施が義務づけられており、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が監査を行う制度であり、本市では平成18年度から実施しております。

契約の概要であります。包括外部監査の契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされており、平成31年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的であります。包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出を目的とするものであり、契約の期間の始期であります。平成31年4月1日を予定しております。

監査に要する費用の額であります。基本費用及び執務費用並びに実費の合算額として1252万5150円を上限とするものであり、監査に要する費用の支払方法は、費用の一部について概算払いをすることとしております。

契約の相手方であります。今年度、議会の御議決を経て日本公認会計士協会東北会青森県会推薦の鈴木崇大氏と契約を締結しております。鈴木崇大氏が今年度の包括外部監査での実務を通じて本市の財務管理、行政の組織及び運営に精通し、経験を生かした効率的な監査が期待できること、地方自治法第252条の36第4項の規定では、同一人と連続3回契約することが可

能となっていることなどから、平成 31 年度も引き続き鈴木崇大氏と契約締結したいと考えております。

鈴木崇大氏の住所、包括外部監査の実績等については、資料記載のとおりであります。

契約を公認会計士と締結する理由であります。公認会計士は監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどあります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、「あらかじめ監査委員の意見を聴く」こととなっておりますが、監査委員からは引き続き鈴木崇大氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上、議案第 83 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 青森市に適当な公認会計士はいないのですか。

○木戸喜美男委員長 監査委員事務局長。

○貝森敦子監査委員事務局長 日本公認会計士協会東北会青森県会には、平成 30 年度は 29 名の所属がありますが、青森市に主たる事務所がある方は 11 名いらっしゃいます。日本公認会計士協会東北会青森県会に依頼して、青森市に主たる事務所がある方を優先して探していただいたのですが、都合の合わない方が多くて、弘前市に主たる事務所がある鈴木崇大氏を御推薦いただいたということでもあります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 84 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数

の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 84 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。資料 1 をごらんください。

青森県市町村総合事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、表(1)青森県市町村総合事務組合における構成地方公共団体一覧にありますとおり、現在、9 市、30 町村、25 一部事務組合、3 広域連合の計 67 団体が加入し、(2)青森県市町村総合事務組合における共同処理する事務一覧に示しております 11 項目の事務を共同処理しているものであります。

このたび、(2)の網かけしております 8 番の「地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」の事務を共同処理するため加入しておりました、(1)の網かけしております一部事務組合の南黒地方福祉事務組合が、来る平成 31 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、青森県市町村総合事務組合から平成 31 年 1 月 30 日付で、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、構成団体であります本市に協議の依頼があったものであります。

資料 2 をごらんください。

南黒地方福祉事務組合の解散により、別表第 1 及び第 2 から、それぞれ同組合を削除することとなるものであります。

地方自治法第 290 条の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の加入、脱退による数の増減につきましては、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされておりますことから、提案するものであります。

以上、議案第 84 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号「公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 89 号公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について御説明いたします。

資料 1 ページをごらんください。

「1 趣旨」についてであります。公立大学法人青森公立大学が、平成 31 年 10 月 1 日に予定されております、消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、料金改定を行うに当たりまして、地方独立行政法人法第 23 条第 1 項に基づく市長の認可が必要となりますが、この認可に当たりましては、同法第 23 条第 2 項の規定より、議会の議決が必要でありますことから、平成 21 年に認可を行った公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更について認可するため、御審議いただくものであります。

次に、「2 変更内容」についてであります。（1）に記載しております、交流施設使用料及び国際芸術センター青森使用料について、現行料金に 108 分の 110 を乗じた額に変更し、10 円未満の端数を切り上げたものが改定後の料金となります。

2 ページから 3 ページまでにわたり、料金の新旧対照表をお示ししております。

一覧表左上の交流会館の講堂を例に挙げますと、平日に午前 9 時から午後 0 時まで使用する場合、改正前 1 万 5900 円を、改正後 1 万 6200 円とするなど、一覧表のとおり改正するものであります。

変更日につきましては、2019 年 10 月 1 日となっております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 これも先ほどの議案第 71 号と同様に、消費税増税に伴う料金は改定すべきではないと思います。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 89 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号「公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 議案第 90 号公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更に係る認可について御説明いたします。

資料 1 ページをごらんください。

「1 趣旨」についてであります。公立大学法人青森公立大学が行う、平成 31 年 10 月 1 日に予定されております、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う料金改定の市長の認可に当たり、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定より、議会の議決が必要でありますことから、平成 28 年に認可を行った公立大学法人青森公立大学が徴収する料金の上限の定めの変更について認可するため、御審議いただくものであります。

「2 変更内容」についてであります。 (1) に記載しております、国際芸術センター青森、教育研究棟、大学院棟の講義室使用料、体育館、グラウンド及びテニスコートの使用料の現行料金に 108 分の 110 を乗じた額に変更し、10 円未満の端数を切り上げたものが改定後の料金となります。

2 ページから 3 ページまでにわたり、料金の新旧対照表をお示ししております。

一覧表左上の、講義室を例に挙げますと、午前 9 時から午後 1 時まで個人使用した場合、一人につき改正前 100 円を、改正後 110 円とするなど、一覧表のとおり改正するものであります。

変更日につきましては、2019 年 10 月 1 日となっております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 これも議案第 71 号と同じように市民の負担増になることから、引き上げるべきではないと思います。以上です。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 90 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 1 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 5 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 5 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 本定例会に提出しております、下水道使用料の徴収処分及び督促処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

対象事案であります、諮問第 1 号下水道使用料の徴収処分に対する審査請求（平成 29 年 12 月分）から諮問第 5 号下水道使用料の督促処分に対する審査請求（平成 30 年 1 月分）までの 5 件となっております。

処分の内容であります、諮問第 1 号及び諮問第 4 号につきましては、下水道使用料の徴収処分に対するもの、諮問第 2 号、諮問第 3 号及び諮問第 5 号につきましては、下水道使用料の督促処分に対するものという内容になっております。

いずれも、処分庁につきましては、青森市公営企業管理者企業局長となっております。

2 ページの「3 審査請求の経過」をごらんいただきたいと思います。

表にして記載しておりますが、処分庁であります企業局長が、平成 29 年 12 月及び平成 30 年 1 月分の下水道使用料納入通知書並びに平成 29 年 11 月、平成 29 年 12 月及び平成 30 年 1 月分の下水道使用料督促状により行った当該処分を不服として、審査請求人から、それらの取り消しを求める審査請求書が青森市長宛てに提出されたものであります。

審査請求の主な理由といたしまして、審査請求人及び処分庁の主張の要旨を後半に記載しておりますが、審査請求人の主張は、諮問第 1 号及び諮問第 4 号につきましては、「下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の費用がかかっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を無料化した現行下水道条例の下水道使用料は違法・不当」であるというもの、諮問第 2 号、諮問第 3 号及び諮問第 5 号につきましては、「合理的な理由がないままに青森市下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料を無料化した。過てる青森市下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当」であるというものであります。

次に、処分庁である企業局長の主張であります。諮問第 1 号及び諮問第 4 号につきましては、本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であるというもの、3 ページに移っていただいて、諮問第 2 号、諮問第 3 号及び諮問第 5 号につきましては、本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定を踏まえて行った処分であるというものであります。

中段に移っていただきまして、審理員による審理結果等であります。

審査請求に係る審査庁である市長の見解等ということでもまとめておりますが、初めに審理員による審理結果ですが、審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえまして、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。

その内容につきましては、審理員意見書要旨として、3 ページから 4 ページまでにわたりまして、諮問第 1 号及び諮問第 4 号、それと諮問第 2 号、諮問第 3 号及び諮問第 5 号の 2 つに分けて記載しておりますけれども、結論といたしましては、いずれの諮問事案につきましても、「処分は違法又は不当なものではなく、本件審査請求には、理由がないことから行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである」というものであります。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点などは認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであり、審理員意見書のおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、審査庁である市長の見解として、

記載のとおり「当該審査請求については棄却すべき」ものと考えております。

以上、提出いたしました諮問事案に係る概要を御説明申し上げます。

また、参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録を添付しておりますので、あわせてごらんいただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、各委員から各諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。赤平委員。

○赤平勇人委員 ただいま、総務部長からの説明を受けて、審理員の意見書及び事件記録の全てに目を通しました。

私は、市の説明は正しいと思いますし、これまで委員会の場でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯がありますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、全て棄却すべきだと私は思います。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか、確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないことといたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第1号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に

係る諮問について」から諮問第5号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計5件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第1号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第5号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計5件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第1号から諮問第5号までの計5件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第1号から諮問第5号までの計5件についての市の見解は、棄却すべきであるとのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第5号までの計5件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～～中略～～

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 先ほど青森市災害弔慰金等につきまして、大矢委員から御質疑をいただきましたが、即答できなかつた内容につきまして、お答えさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○木戸喜美男委員長 はい、どうぞ。

○能代谷潤治総務部長 担当課から答えさせます。

○木戸喜美男委員長 廣津総務部参事。

○廣津明男総務部参事 危機管理課の廣津です。先ほど大矢委員から御質疑がありました、災害弔慰金及び災害障害見舞金についてであります。災害弔慰金につきましては、生計維持者が死亡した場合には500万円、そのほかの者が死亡した場合には250万円、災害障害見舞金につきましては、生計維持者が重度の障害を負った場合には250万円、そのほかの者が重度の障害を

負った場合には 125 万円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時間は、午後 0 時 5 分からといたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

よろしく申し上げます。

午前 11 時 53 分休憩

午後 0 時 5 分再開

○木戸喜美男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第 1 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 5 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 5 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）を配信しているので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。藤原副委員長。

○藤原浩平副委員長 それでは、まず、諮問第 1 号及び諮問第 4 号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続きまして、諮問第 2 号、諮問第 3 号及び諮問第 5 号について御説明いた

します。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思えます。

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思えます。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）